

土木施工管理品質証明員協会(仮称) 発足趣意書

国土交通省では、公共事業の新たな品質確保制度「施工者と契約した第三者による品質証明」制度の試行を平成 25 年度から実施され、中国地方整備局管内においても重要構造物を対象工事として、整備局管内で年間 10 件程度の工事において試行されています。

関東・中部・北陸地整などの他地整では、各地整管内に 3~8 団体が組織化され、第三者の品質証明員の資格を有する技術者が各団体組織に登録されています。

今後、中国地方整備局管内においても、建設生産性向上と公共工事の品質確保の観点から、第三者の品質証明員を活用する工事が拡大することが想定されます。しかし、中国地方整備局管内では、品質証明業務を専門とする団体が設立していないこともあり、各企業の国土交通省 OB が不定期に必要な当該業務を、社業外業務としてその任に当たっています。

第三者による品質証明業務は、試行の推移を見ながら本格運用に至ると思われれます。中国地方整備局管内では、試行段階の今の間を受け皿となる、第三者の品質証明員の資格を有する技術者の組織化が必要と考えます。

私は、舗装工事や橋梁下部工事の品質証明業務を経験し、平成 29 年 4 月 1 日に西村品質証明事務所を開設いたしました。しかし、品質証明業務の拡大と安定した業務を行うためには、第三者の品質証明員の資格を有する技術者が連携し、相互を補間できる体制と組織が必要と考えました。

この度、「土木施工管理品質証明員協会」の事務局を開設し、国土交通省 OB が連携し相互を補間できる組織の発足を目的として、国土交通省 OB 有志各位のご賛同を募ることにいたしました。

なお、第三者の品質証明員の資格要件は、国土交通省職員として主任監督者または検査官の職歴と、一級土木施工管理技士や技術士等の資格を有する者とされています。

各位におかれましては、趣旨にご賛同いただき、是非ともご登録を頂けますようお願いいたします。国土交通省 OB 有志で組織する任意組織「土木施工管理品質証明員協会」に、ご賛同頂けます方は、別紙に記入されFaxにてご返事いただけますように願います。

平成 29 年 5 月 1 日

土木施工管理品質証明員協会 事務局 代表 西村 明

Fax 0853-25-3855 携帯 090-3638-6272

Eメール n-home@mx51.tiki.ne.jp

ホームページ「西村くんちの家」